

香芝市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則をここに公布する。

令和8年3月19日

香芝市長 三橋和史

香芝市規則第4号

香芝市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第2項の認可（以下「認可」という。）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第54条の2第1項の確認（以下「確認」という。）等に関し、児童福祉法、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）並びに子ども・子育て支援法、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(認可の申請等)

第2条 児童福祉法施行規則第36条の36第1項の規定による申請は、乳児等通園支援事業認可申請書兼特定乳児等通園支援事業者確認申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。ただし、第1号から第3号までに掲げる書類について、市長が別に内容を把握できる場合は、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 児童福祉法施行規則第36条の36第1項各号に掲げる事項が記載された実施計画書
- (2) 児童福祉法施行規則第36条の36第2項各号に掲げる書類
- (3) 香芝市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年条例第28号）に定める基準に適合することを証する書類
- (4) 児童福祉法第34条の15第3項第4号に規定する要件を満たすことの誓約書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(認可の審査及び通知)

第3条 市長は、前条の申請があったときは、児童福祉法第34条の15第3項の規定によりその内容を審査し、適当と認めるときは、同条第5項本文の規定により認可をすることを決定し、乳児等通園支援事業認可通知書（第2号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、認可をしないことを決定したときは、乳児等通園支援事業不認可通知書（第3号様式）により、当該申請をし

た者に通知するものとする。

(認可事項の変更)

第4条 児童福祉法施行規則第36条の36第3項又は第4項の規定による届出は、乳児等通園支援事業認可事項変更届(第4号様式)に、次に掲げる書類を添えて、行わなければならない。

- (1) 第2条各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の届出があったときは、乳児等通園支援事業認可事項変更届受理通知書(第5号様式)により、当該届出をした者に通知するものとする。

(廃止又は休止)

第5条 児童福祉法施行規則第36条の37第1項の規定による申請は、乳児等通園支援事業廃止(休止)申請書(第6号様式)により行わなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、児童福祉法施行規則第36条の37第2項の規定により必要な条件を付して、乳児等通園支援事業廃止(休止)承認通知書(第7号様式)により、当該申請をした者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による審査の結果、承認しないことを決定したときは、乳児等通園支援事業廃止(休止)不承認通知書(第8号様式)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(制限若しくは停止又は取消し)

第6条 市長は、児童福祉法第34条の17第4項の規定により乳児等通園支援事業の制限若しくは停止を命じ、又は同法第58条第2項の規定により認可を取り消すときは、乳児等通園支援事業認可取消等通知書(第9号様式)により通知するものとする。

(確認の申請)

第7条 子ども・子育て支援法施行規則第44条の2において準用する同規則第39条の規定による申請は、乳児等通園支援事業認可申請書兼特定乳児等通園支援事業者確認申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。ただし、第1号に掲げる書類について、市長が別に内容を把握できる場合は、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 子ども・子育て支援法施行規則第44条の2において準用する同規則第39条各号(第13号及び第17号を除く。)に掲げる事項が記載された実施計画書
- (2) その他市長が必要と認める書類

(確認及び通知)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、子ども・子育て支援法第54条の2第2項の規定により確認を行い、特定乳児等通園支援事業者確認通知書(第10号様式)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(確認の変更の申請等)

第9条 子ども・子育て支援法施行規則第44条の2において準用する同規則第40条の規定による申請は、特定乳児等通園支援事業者確認変更申請書(第11号様式)に、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。ただし、第1号に掲げる書類について、市長が別に内容を把握できる場合は、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 子ども・子育て支援法施行規則第44条の2において準用する同規則第40条第1号から第5号までに掲げる事項を記載した書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があったときは、利用定員を定めて確認を行い、特定乳児等通園支援事業者確認変更承認通知書(第12号様式)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(確認の変更の届出等)

第10条 子ども・子育て支援法施行規則第44条の2において準用する同規則第41条第1項の規定による届出は、特定乳児等通園支援事業者確認変更届(名称等の変更)(第13号様式)に、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 第7条第1号に掲げる実施計画書
- (2) 子ども・子育て支援法施行規則第44条の2において準用する同規則第39条第4号及び第9号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類
- (3) 子ども・子育て支援法施行規則第44条の2において準用する同規則第39条第15号に掲げる書類(管理者の変更又は役員の変更に伴う場合に限る。)
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 子ども・子育て支援法施行規則第44条の2において準用する同規則第41条第3項において準用する同規則第34条の届出は、特定乳児等通園支援事業者確認変更届(利用定員の減少)(第14号様式)に、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 第7条第1号に掲げる実施計画書
- (2) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前2項の届出があったときは、特定乳児等通園支援事業者確認変

更届受理通知書（第15号様式）により、当該届出をした者に通知するものとする。

（確認の辞退）

第11条 子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第48条の規定による確認の辞退は、特定乳児等通園支援事業者確認辞退届（第16号様式）により行わなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、特定乳児等通園支援事業者確認辞退届受理通知書（第17号様式）により、当該届出をした者に通知するものとする。

（確認の取消し又は停止）

第12条 市長は、子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第52条の規定により確認を取り消し、又はその確認の効力を停止するときは、特定乳児等通園支援事業者確認取消等通知書（第18号様式）により通知するものとする。

（その他）

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 認可及び確認に関し必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

第1号様式（第2条、第7条関係）

乳児等通園支援事業認可申請書兼特定乳児等通園支援事業者確認申請書

年 月 日

香芝市長

所在地

事業者名

代表者職氏名

電話番号

児童福祉法第34条の15第2項の認可及び子ども・子育て支援法第54条の2第1項の確認を受けたいので、香芝市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則第2条及び第7条の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

事業所の名称	
事業所の位置	
事業の種類	<input type="checkbox"/> 一般型乳児等通園支援事業 <input type="checkbox"/> 余裕活用型乳児等通園支援事業
事業の開始予定年月日	年 月 日

添付書類

- 児童福祉法施行規則第36条の36第1項各号に掲げる事項が記載された実施計画書
- 児童福祉法施行規則第36条の36第2項各号に掲げる書類
- 香芝市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に定める基準に適合することを証する書類
- 児童福祉法第34条の15第3項第4号に規定する要件を満たすことの誓約書
- 子ども・子育て支援法施行規則第44条の2において準用する同規則第39条各号（第13号及び第17号を除く。）に掲げる事項が記載された実施計画書
- その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

香芝市長



乳児等通園支援事業認可通知書

年 月 日付けで申請のあった乳児等通園支援事業の認可について、児童福祉法第34条の15第5項本文の規定により認可をいたしましたので、香芝市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則第3条第1項の規定により、次のとおり通知します。

- 1 事業所の名称及び位置
- 2 事業の種類
- 3 事業の開始年月日

第3号様式（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

香芝市長



乳児等通園支援事業不認可通知書

年 月 日付けで申請のあった乳児等通園支援事業の認可について、次の理由により認可をしないこととしたので、香芝市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則第3条第2項の規定により通知します。

理由

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香芝市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、香芝市を被告として（訴訟において香芝市を代表する者は香芝市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第4号様式（第4条関係）

乳児等通園支援事業認可事項変更届

年 月 日

香芝市長

所在地

事業者名

代表者職氏名

電話番号

年 月 日付け 第 号で認可を受けた乳児等通園支援事業について、次のとおり変更があり、又は変更したいので、児童福祉法施行規則第36条の36第3項又は第4項及び香芝市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則（以下「規則」という。）第4条第1項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。

1 事業所の名称及び位置

2 変更内容

(1) 変更（予定）年月日

(2) 変更前の内容

(3) 変更後の内容

(4) 変更の理由

3 添付書類

- 規則第2条各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類
- その他市長が必要と認める書類

第5号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

香芝市長



乳児等通園支援事業認可事項変更届受理通知書

年 月 日付で届出のあった乳児等通園支援事業の認可事項の変更について、受理しましたので、香芝市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則第4条第2項の規定により、次のとおり通知します。

変更内容

第6号様式（第5条関係）

乳児等通園支援事業廃止（休止）申請書

年 月 日

香芝市長

所在地

事業者名

代表者職氏名

電話番号

年 月 日付け 第 号で認可を受けた乳児等通園支援事業について、廃止 休止 したいので、児童福祉法第34条の15第7項及び香芝市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 事業所の名称及び位置

2 事業の種類

- 一般型乳児等通園支援事業
 余裕活用型乳児等通園支援事業

3 廃止又は休止の理由

4 現に乳児等通園支援を受けている児童に対する措置

5 廃止の期日又は休止の予定期間

6 財産の処分（廃止の場合のみ）

第7号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

香芝市長



乳児等通園支援事業廃止（休止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった乳児等通園支援事業の（廃止 休止）について承認しましたので、香芝市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則第5条第2項の規定により、次のとおり通知します。

- 1 事業所の名称及び位置
- 2 事業の種類
- 3 （廃止の期日 休止の予定期間）
- 4 条件

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香芝市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、香芝市を被告として（訴訟において香芝市を代表する者は香芝市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号
年 月 日

様

香芝市長



乳児等通園支援事業廃止（休止）不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった乳児等通園支援事業の（廃止 休止）について、次の理由により承認しないこととしたので、香芝市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則第5条第3項の規定により通知します。

理由

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香芝市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、香芝市を被告として（訴訟において香芝市を代表する者は香芝市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様

香芝市長



乳児等通園支援事業認可取消等通知書

年 月 日付け 第 号で認可をした乳児等通園支援事業について、児童福祉法（第34条の17第4項 第58条第2項）の規定により、次のとおり（制限 停止 認可の取消し）をしますので、香芝市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則第6条の規定により通知します。

- 1 事業所の名称及び位置
- 2 事業の種類
- 3 （制限 停止 認可の取消し）の年月日
- 4 （制限 停止 認可の取消し）の内容
- 5 （制限 停止 認可の取消し）の理由
- 6 指示事項等

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香芝市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、香芝市を被告として（訴訟において香芝市を代表する者は香芝市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様

香芝市長



特定乳児等通園支援事業者確認通知書

年 月 日付けで申請のあった特定乳児等通園支援事業者の確認について、子ども・子育て支援法第54条の2第2項の規定により、確認をしましたので、香芝市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則第8条の規定により、次のとおり通知します。

1 事業所の名称及び位置

2 事業の種類

3 利用定員

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香芝市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、香芝市を被告として（訴訟において香芝市を代表する者は香芝市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 1 1 号様式（第 9 条関係）

特定乳児等通園支援事業者確認変更申請書

年 月 日

香芝市長

所 在 地

事 業 者 名

代表者職氏名

電 話 番 号

年 月 日付け 第 号で確認を受けた特定乳児等通園支援事業について、利用定員を増加したいので、子ども・子育て支援法第 5 4 条の 3 において準用する同法第 4 4 条及び香芝市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則第 9 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

- 1 事業所の名称及び位置
- 2 利用定員を増加しようとする年月日
- 3 利用定員を増加しようとする理由

添付書類

- 子ども・子育て支援法施行規則第 4 4 条の 2 において準用する同規則第 4 0 条第 1 号から第 5 号までに掲げる事項を記載した書類
- その他市長が必要と認める書類

第12号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

香芝市長



特定乳児等通園支援事業者確認変更承認通知書

年 月 日付で申請のあった特定乳児等通園支援事業者の確認の変更について承認しましたので、香芝市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則第9条第2項の規定により、次のとおり通知します。

- 1 事業所の名称及び位置
- 2 事業の種類
- 3 利用定員

第13号様式（第10条関係）

特定乳児等通園支援事業者確認変更届（名称等の変更）

年 月 日

香芝市長

所在地

事業者名

代表者職氏名

電話番号

年 月 日付け 第 号で確認を受けた特定乳児等通園支援事業について、次のとおり変更があったので、子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第47条第1項及び香芝市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則（以下「規則」という。）第10条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

1 事業所の名称及び位置

2 変更内容

(1) 変更年月日

(2) 変更前の内容

(3) 変更後の内容

(4) 変更の理由

添付書類

- 規則第7条第1号に掲げる実施計画書
- 子ども・子育て支援法施行規則第44条の2において準用する同規則第39条第4号及び第9号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類
- 子ども・子育て支援法施行規則第44条の2において準用する同規則第39条第15号に掲げる書類（管理者の変更又は役員の変更に伴う場合に限る。）
- その他市長が必要と認める書類

第14号様式（第10条関係）

特定乳児等通園支援事業者確認変更届（利用定員の減少）

年 月 日

香芝市長

所在地

事業者名

代表者職氏名

電話番号

年 月 日付け 第 号で確認を受けた特定乳児等通園支援事業について、次のとおり変更したいので、子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第47条第2項及び香芝市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則（以下「規則」という。）第10条第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

- 1 事業所の名称及び位置
- 2 利用定員を減少しようとする年月日
- 3 利用定員を減少する理由
- 4 現に利用している小学校就学前子どもに対する措置
- 5 満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもの区分ごとの減少後の利用定員

添付書類

- 規則第7条第1号に掲げる実施計画書
- その他市長が必要と認める書類

第15号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

香芝市長



特定乳児等通園支援事業者確認変更届受理通知書

年 月 日付で届出のあった特定乳児等通園支援事業者の確認の変更について受理しましたので、香芝市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則第10条第3項の規定により、次のとおり通知します。

変更内容

第16号様式（第11条関係）

特定乳児等通園支援事業者確認辞退届

年 月 日

香芝市長

所在地

事業者名

代表者職氏名

電話番号

年 月 日付け 第 号で確認を受けた特定乳児等通園支援事業について、確認を辞退したいので、子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第48条及び香芝市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則第11条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 事業所の名称及び位置

2 事業の種類

- 一般型乳児等通園支援事業
- 余裕活用型乳児等通園支援事業

3 確認を辞退する期日

第17号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

香芝市長



特定乳児等通園支援事業者確認辞退届受理通知書

年 月 日付で届出のあった特定乳児等通園支援事業者の確認の
辞退について受理しましたので、香芝市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則
第11条第2項の規定により、次のとおり通知します。

- 1 事業所の名称及び位置
- 2 事業の種類
- 3 確認を辞退した期日

様

香芝市長



特定乳児等通園支援事業者確認取消等通知書

年 月 日付け 第 号で確認をした特定乳児等通園支援事業者の確認について、子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第52条の規定により、次のとおり（確認の取消し 効力の停止）をしますので、香芝市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則第12条の規定により通知します。

- 1 事業所の名称及び位置
- 2 事業の種類
- 3 （確認の取消し 効力の停止）の年月日
- 4 （確認の取消し 効力の停止）の内容
- 5 （確認の取消し 効力の停止）の理由
- 6 指示事項等

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香芝市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、香芝市を被告として（訴訟において香芝市を代表する者は香芝市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。